

平成21年度末 18,410,509円

○福祉保健部国保課

- 1 監査実施年月日 子備監査 平成22年7月12日
委員監査 平成22年8月3日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (物品1)
- 1) パソコン等のリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書及び払出調書が作成されていなかった。(2件)

指導事項に対して講じた措置

- 1) 占有物品受入調書及び払出調書を作成し、占有物品一覧表に登載した。

○福祉保健部児童家庭課

- 1 監査実施年月日 子備監査 平成22年7月13日
委員監査 平成22年8月3日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 2件 (収入1、支出1)
- 1) 歳入について、次のおり収入未済があった。

【一般会計】

- ①児童措置費負担金
過年度分 先数 79件 9,489,371円 平成21年度分 先数 10件 531,496円
合計 89件 10,020,867円
- ②児童扶養手当返納金
過年度分 先数34件 11,018,920円 平成21年度分 先数 2件 261,560円
合計 先数 36件 11,280,480円
- [母子福祉資金貸付金特別会計]
- ①母子福祉資金貸付金
過年度分 先数8件 2,727,620円 平成21年度分 先数4件 168,060円
合計 先数12件 2,895,680円

- 2) 措置費の支払いにおいて、請求書に添付されていた児童名簿に記載されていた氏名が実際に措置されている児童と相違していた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 現在、収入未済金の回収のため、次の措置を継続実施している。
 - ①督促状の発布 (平成21年度実施分)
 - 児童措置費負担金 130件
 - 児童扶養手当返納金 64件
 - 母子福祉資金貸付金 53件
 - ②電話による納入指導
平成23年2月～3月に実施予定 (納入に関する指導)
 - ③債務承認書の徴収または一部債務の納付による消滅時効の中断措置
 - ④個々の状況に応じた納付方法 (分割納付) の採用等また、収入未済者の個別台帳をデータ化することににより、債権管理の強化を図っている。
- 今後、これらに加え、福祉事務所等関係部署との連携を図り、収入未済の回収に努めるとともに、債権管理の適正化を図っていく。
- 2) 平成22年8月より、業務チェックリストを作成し、複数の担当者による検査を行って
- いる。また、概算払請求書に添付する算定資料として、各月の支弁対象児童の確認が正

- 指導事項に対して講じた措置
- 1) 県立大学の教員及び事務局が連携し、授業料の督促を行ったところ、1,071,600円の納付があった。(平成22年12月現在) 引き続き、授業料未納者に対し、督促を行っていく。
 - 2) 4月の公立大学法人化に伴い、大学としてリース物品について、規程を整備し、管理をしている。
 - 3) 通勤方法の変更に伴う手当の減額分について返納手続きを行った。

○総務部消防課

- 1 監査実施年月日 子備監査 平成22年7月21日
委員監査 平成22年8月23日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (物品1)
- 1) パソコン等のリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書及び払出調書が作成されていなかった。(3件)

指導事項に対して講じた措置

- 1) リース物品について、占有物品受入調書を作成した。

○福祉保健部福祉総務課 (監査指導室)

- 1 監査実施年月日 子備監査 平成22年7月14日
委員監査 平成22年8月3日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のおり収入未済があった。
- 介護福祉士等修学資金貸与金分割納付による延滞利息
平成21年度分 14件 69,790円

指導事項に対して講じた措置

- 1) 債務者に電話催告等を行い、平成22年12月27日までに完済された。

○福祉保健部長寿社会課

- 1 監査実施年月日 子備監査 平成22年7月12日
委員監査 平成22年8月3日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のおり収入未済があった。
- 高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 貸付先数18件 20,982,201円
平成21年度分 貸付先数 1件 179,798円 合計19件 21,161,999円

指導事項に対して講じた措置

- 1) 返済が滞っている者に対し、貸付業務 (償還業務を含む) を委託している (社福) 山梨県社会福祉協議会と共同で、滞納者及びその連帯保証人のヒアリングを実施し、適正な償還を働きかけている。
- (参考) 高齢者居室等整備資金貸付金 (元金) 収入未済額の推移
平成19年度末 22,091,474円
平成20年度末 21,119,275円

確かつ迅速に行えるような様式(児童名簿や個人別事業費一覧表等)の準備を進めている。

- ・ 全児童の名簿を提出させる。(現在は乳児、1・2歳児、年少児名簿のみ添付) 虐待児受入加算については、対象期間の制限があるため、加算条件や対象期間等の確認ができるような情報を併せて記載。
- ・ 各事業費の状況について、一覧表を添付。

○福祉保健部障害福祉課

1 監査実施年月日	予備監査	平成22年7月13日
	委員監査	平成22年8月3日
2 監査対象期間		平成21年度
3 監査の結果		
指導事項	1件	(収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。		
①児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済掛金)		
過年度分	402件	2,128,700円
②児童福祉総務費負担金(短期入所食費負担)		
過年度分	10件	108,204円
③児童措置費負担金		
過年度分	223件	3,977,662円
④在宅重度心身障害者居室整備資金償還金		
過年度分	19件	18,572,943円
平成21年度分	1件	168,579円
合計	20件	18,741,522円

指導事項に対して講じた措置

1) ①児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済掛金)、②児童福祉総務費負担金(短期入所食費負担)、③児童措置費負担金については、文書、電話、訪問などにより、未収金の回収に努めている。また、④在宅重度心身障害者居室整備資金償還金については、返済が滞っている債務者に対し、貸付業務(償還業務を含む)を委託している(社福)山梨県社会福祉協議会と共同で、滞納者及びその連帯保証人のヒアリングを実施し、適正な償還を働きかけている。

○福祉保健部医療課(病院事業会計、県立中央病院、県立北病院)

1 監査実施年月日	予備監査	平成22年6月29～30日
		7月1日、7月5日、7月13日
	委員監査	平成22年8月3日
2 監査対象期間		平成21年度
3 監査の結果		
指導事項	1件	(給与1)
給与事務において著しく不適切な事務処理があった。		
1) 扶養手当の支給要件に該当しない者を扶養親族として認定していたため、扶養手当が過払いとなっていた。(県立中央病院)		

指導事項に対して講じた措置

1) 調査の結果、扶養手当受給要件に該当しないことが判明したため、認定を取り消し、既支払額については、収入とした。

指導事項 4件 (収入2、給与1、契約1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
①山梨県看護職員修学資金貸付金

過年度分 27件 7,441,772円 平成21年度分 2件 937,200円

合計 29件 8,378,972円

②患者一部負担金(県立中央病院)

過年度分 7,366件 314,441,818円 平成21年度分 2,823件 93,687,342円
合計 10,189件 408,129,160円

2) 山梨県看護職員修学資金貸付金について、貸付条例及び規則に基づき貸付残高の確認や返還免除及び返還請求の手続きにより、債権の管理を進めているが、依然として処理が完了していない債権が次のとおり認められた。

348件 273,649,303円(平成22年7月31日現在)

3) 通勤手当額の算定に誤りがあり、正しい額より少く支給されていた。(県立中央病院)

4) 除雪業務委託契約において、単価契約であるにもかかわらず、委託契約書に予定数量の記載がなかった。(県立北病院)

指導事項に対して講じた措置

1) 山梨県看護職員修学資金の収入未済については、平成20年度末で過年度分29件、8,423,572円、現年度分7件、1,512,000円、合計36件、9,935,572円であったが、平成21年度末までに7件、1,556,600円を削減し、上記の状況になっている。引き続き、貸与者はもとより連帯保証人に対して督促を行うとともに、随時訪問、分割納付などきめ細かい納入指導を行う中で、未収金の削減に取り組んでいく。

患者一部負担金に係る未収金の発生抑制対策として、診療費が高額な患者や支払い能力に乏しい患者については、公的助成制度の積極的な活用を勧めたり、分割納付に応じている。

それでもなお、未収となっているものについては、文書による催促を行ったり、再受診の際に会計窓口で催促するなど、早期回収に向けた取り組みを行っている。滞納が長期に及んでいる患者や所在不明となっている患者など、病院のみによる回収が困難なものについては、平成21年度から弁護士法人に回収業務を委託することによって、患者一部負担金に係る未収金の減額に努めている。

2) 山梨県看護職員修学資金貸付金の処理未了債権については、平成20年度末で約2,000件、約15億円であったが、平成22年度中に1,070件、844,920千円余を処理、平成22年7月までに累計1,720件、1,290,572千円余を処理した結果、上記の状況になっている。

古い貸付金が多いことから、貸与者との接触が得られず、免除等の確認に時間を要しているが、引き続き、貸与者への督促・随時訪問、連帯保証人を通じての手続指導など粘り強く処理作業にあたり、できるだけ早期に処理に目処を付けるべく取り組んでいく。

3) 認定額を修正し、誤った認定金額と正しい認定金額との差額を支給した。

4) 今年度の契約書には予定数量を記載した。

○福祉保健部衛生業務課

1 監査実施年月日	予備監査	平成22年7月13日
	委員監査	平成22年8月3日
2 監査対象期間		平成21年度
3 監査の結果		
指導事項	1件	(支出1)
物品購入代金の支払いにおいて、財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払いを行っていた。		

指導事項に対して講じた措置

1) 物品調達事務の適正な執行を確保するため、次の措置を講じた。

① 課内職員に「物品調達事務の適正執行の徹底について」を再周知した。

②. 物品の納品確認等に係るQ&Aの活用を図り、事務処理ミス防止の取り組みを進めた。

○福祉保健部健康増進課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年7月14日
委員監査 平成22年8月3日
 - 2 監査対象期間 平成21年度
 - 3 監査の結果
指導事項 3件 (収入1、支出1、物品1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
運送性意識障害者助成金の過払い分 平成19年度分 1件 15,000円
- 2) 予防接種後健康状況調査に係る調査実施機関への手数料が未払いだった。
- 3) パソコン等のリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていなかった。(2件)

指導事項に対して講じた措置

- 1) 債権者の自宅を訪問し、過払い金の「納付通知書」を直接送達するとともに、複数回にわたり電話や訪問等により助成金の返還を請求しているが返済されないうえ、引き続き、電話や訪問等により債権者に対して助成金の返還請求を行っていく。
- 2) 財務規則に基づき支払い手続きを行う。
- 3) 占有物品受入調書を作成した。(H19年6月1日～H24年5月31日)

○森林環境部森林環境総務課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年6月22日、7月7日
委員監査 平成22年8月9日
 - 2 監査対象期間 平成21年度
 - 3 監査の結果
指導事項 1件 (物品1)
- 1) パソコン等のリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていなかった。(16件)

指導事項に対して講じた措置

- 1) 指摘をうけて占有物品受入調書を作成し物品管理システムの占有物品一覧表により整備した。

○森林環境部大気水質保全課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年7月5日
委員監査 平成22年8月5日
 - 2 監査対象期間 平成21年度
 - 3 監査の結果
指導事項 2件 (財産1、支出1)
- 1) 大気常時監視測定機設置のために借受けている財産(建築物の一部)について、契約期間変更の移動報告がされておらず、借受財産台帳の記載漏れがあった。
- 2) 物品購入代金の支払いにおいて、財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払いを行っていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) の指導事項については、平成22年7月7日付けで管財課に借受財産移動報告を行った。
- 2) の指導事項については、平成22年12月9日付けの監査委員事務局局長通知を全職員に供覧した際、山梨県財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき事項を確認のうえ、支払い事務を行うよう周知した。

今後、支出命令の決裁時においても、「業務チェックリスト」により請求書における記載事項の確認を行っていくこととする。

○森林環境部環境整備課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年7月5日
委員監査 平成22年8月5日
 - 2 監査対象期間 平成21年度
 - 3 監査の結果
指導事項 1件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
廃棄物不没投棄に対する行政代執行撤去費用
過年度分 2件 193,514,069円 平成21年度分 1件 6,819,750円
合計 3件 200,333,819円

指導事項に対して講じた措置

- 1) 過年度分のうち、硫酸ピッチ事件については、本年度も債務者に対し納付の連絡を繰り返した結果、2法人5個人が納付を履行している。
過年度分のうち、日向処分場事件については、債務者から納付がないため、平成22年12月に債務者の預貯金に係る財産調査を、調査範囲を広げて再度行っている。発見した預貯金は差し押さえる予定である。
また、債務者が行方不明であるため、親族に債務者の所在等についての情報提供を求めると本人の発見に努めているが、現在のところ新たな情報はなく状況である。
平成21年度分の債務者は、廃棄物の全量撤去に係る措置命令違反で平成22年6月に有罪が確定し、現在、服役中である。(平成23年9月まで服役予定)平成22年9月に刑務所に行き面会し、支払いの可否等を確認したが、明確な回答はなかった。
平成22年12月に債務者の預貯金に係る財産調査を行っている。

○森林環境部みどり自然課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年7月6日
委員監査 平成22年8月5日
 - 2 監査対象期間 平成21年度
 - 3 監査の結果
指導事項 1件 (契約1)
- 1) 物品要求書において、物品購入の単独随意契約理由が脆弱なものがあった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 今回指導のあった物品要求(鳥獣保護区等標識の購入)については、単独随意契約ではなく見積もり合わせを実施することとする。なお、平成22年度については、監査実施前に前年同様理由によって単独随意契約によって物品を発注済みのため、平成23年度の物品購入から対応することとする。

○森林環境部林業振興課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年7月6日
委員監査 平成22年8月5日
 - 2 監査対象期間 平成21年度
 - 3 監査の結果
指導事項 2件 (収入1、物品1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
①林業・木材改善資金償還金等
過年度分 1件 1,700,449円 平成21年度分 2件 4,370,000円

合計 3件 6,070,449円

②林業構造改善事業費 補助金返還金

平成21年度分 1件 5,000,000円

③甲斐の家モデル普及事業費補助金返還金のれい入未済

平成21年度分 1件 24,443,000円

2) パソコンのリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調査及び払出調査が作成されていないかった。(1件)

指導事項に対して講じた措置

1) ①過年度分、平成21年度分共に、債務者への電話連絡、債務者との償還打ち合わせにより納入に努めた。

この結果、現年度分262万円、過年度分22万円、合計284万円納入された。

今後とも、債権回収に努める。

②平成21年11月28日 督促状の発行を行った。平成21年12月18日 支払計画書の提出を受ける。平成22年3月5日、3月29日、4月27日、8月2日に電話により督促を行った。

③平成21年12月11日に県から事業主体に補助金返還命令の通知をした。平成21年12月14日に県から甲府地裁に破産債権届出書を提出した。平成22年6月25日に県から事業主体の破産管財人の弁護士に対して、2回目の補助金返還命令を通知した。

現在は破産管財人の手続が進められており、状況を確認しながら必要な措置をとっていく。

2) レンタルのパソコンは、平成22年3月31に返納済みであるため、出納局から財務規則第168条に規定する占有物品受入調査及び払出調査の提出は不用品であると指導を受けた。今後、レンタル品の借用時においては適正な事務を行うこととする。

○森林環境部県有林課

1 監査実施年月日 予備監査 平成22年7月7日
委員監査 平成22年8月9日

2 監査対象期間 平成21年度

3 監査の結果

指導事項 2件 (収入1、物品1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

雑入(「清里の森」別荘地の建物収去・土地明け渡し請求訴訟に係る建物強制収去経費)
平成15年度分 1件 2,935,800円

2) システム用サーバーのリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調査が作成されていないかった。(1件)

指導事項に対して講じた措置

1) 平成22年3月に、委託により債務者の資産調査を行ったが、資産を確認することができなかった。

今年度は、平成22年7月5日に文書による督促を行ったところであり、年度内には居住確認も含めた訪問による督促も行い、債権回収に努めていく。
2) 指導を受けて平成22年4月1日付けで占有物品受入調査を作成し、出納局管理課の承認を受けた。現在は物品管理システムの占有物品一覧表に登録されている。

○森林環境部中北林務環境事務所

1 監査実施年月日 予備監査 平成22年5月6～7日
委員監査 平成22年6月21日

2 監査対象期間 平成21年度

3 監査の結果

指導事項 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

①工事契約解除に伴う前払金返還利息

平成18年度分 1件 60,107円 平成16年度分 1件 14,317円 合計 2件 74,424円

【恩賜県有財産特別会計】

①行政財産使用料

平成19年度分 1件 6,685円 平成21年度分 1件 1,842円 合計 2件 8,527円

②土地貸付料

過年度分 25件 18,448,302円 平成21年度分 19件 7,222,719円

合計 44件 25,671,021円

③違約金及び延滞利息

過年度分 20件 2,266,243円 平成21年度分 13件 656,117円

合計 33件 2,922,360円

④雑入

平成19年度分 1件 2,566円 平成21年度分 1件 567,364円 合計 2件 569,930円

指導事項に対して講じた措置

1) 【一般会計】

毎年、債務者を訪問して督促を行っており、今年度は5月及び12月に実施した。債務者の倒産により今後の回収が見込めないため、権利放棄し議会の承認を経て不納欠損処理を行うことが適当であると考える。このため、不納欠損処理に向け関係課との協議を進める。

【恩賜県有財産特別会計】

①行政財産使用料 平成19年度分 1件 6,685円について

請負会社が破産し、一般債権に分類された上記未収金について、破産管財人による支払に充てる資産はないとのことであるため、不納欠損処理の協議も念頭に入れ取り組む。

上記以外の収入未済額の解消に当たっては、「清里の森」別荘地貸付料納入促進事務取扱要領等に基づき、次のとおり督促を行い、引き継ぎ努力していく。

1 「納入通知書」(納期限2月末)を送付しても納入されない場合には、

・ 納期限後20日経過時に「督促状」の送付

・ 指定期限2カ月経過時に「督促による支払催告

・ 指定期限後5カ月経過時に「督促に関する通知」の送付

・ 滞納繰越(10カ月)時に「納付書」の送付

・ 滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上の該当者に「催告書」及び「最終通告書」の送付等により納入を促している。

これらの督促後、なおも納付されない場合は電話督促を続けるとともに、議会の議決を経て「訴訟手続き」に移行し対応している。

2 「滞納が1年目以下であり、滞納が累積しないよう指導している。

3 提示の対象となる「滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上」の対象者について、電話督促を行いながら事情を照く中で、滞納原因をつきとめ、権利譲渡による精算や分納による納付促進等、解決策を提示する等きめ細かな対応に努めている。

4 延滞違約金の未収金については、延滞違約金の支払いに反発を抱いて滞納している者もいることから、延滞違約金の趣旨等を説明するとともに支払いを求めて粘り強く説得している。

○森林環境部東林務環境事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年5月12～14日
委員監査 平成22年6月21日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
工事契約解除に伴う前払金返還利息
平成18年度分 1件 240,476円

指導事項に対して講じた措置

1) 平成18年度の発生時からこれまで文書催告及び監戸により督促を行っているが、会社組織が倒産して事業を行っておらず実体がない状態であり回収できていない。今後の回収が見込めないことから、権利放棄し議会の承認を経て不納欠損処理を行うことが適当と考える。関係課と足並みを揃えて不納欠損処理を進める。

○森林環境部・森林環境事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年5月17～18日
委員監査 平成22年6月23日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
工事契約の解除に伴う前払金返還利息
平成18年度分 1件 292,418円

指導事項に対して講じた措置

1) 債務者の倒産により今後の回収が見込めないため、権利放棄し議会の承認を経て不納欠損処理することとした。

○森林環境部富士・東部森林環境事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年5月26～28日
委員監査 平成22年6月17日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

- ① 工事契約の解除に伴う違約金
平成13年度分 1件 113,400円
- ② 工事契約の解除に伴う前払金返還利息
平成17年度分 1件 9,559円

指導事項に対して講じた措置

1) 債務者の倒産により今後の回収が見込めないため、権利放棄し議会の承認を経て不納欠損処理することとした。

○商工労働部商工企画課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年6月10日
委員監査 平成22年7月29日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果

- 指導事項 2件 (支出1、財産1)
- 1) 物品購入代金の支払いにおいて、財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払いを行っていた。
- 2) 土地賃貸借契約により借受けしている財産について、移動報告がされておらず、借受財産台帳が作成されていないかった。

指導事項に対して講じた措置

1) 支出命令書に係る業務チェックリストを見直し、請求書の請求年月日記載の有無の確認を徹底することとした。

2) 当該財産について移動報告を行い、借受財産台帳を作成した。

○商工労働部商業振興金融課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年6月9日
委員監査 平成22年7月29日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
中小企業高度化資金償還金
過年度分 先数 4件 8,235,780,363円 平成21年度分 先数 3件 2,901,279,000円
合計 先数 7件 11,137,059,363円

指導事項に対して講じた措置

1) 高度化資金償還金については、7件全ての債権管理回収業務を専門機関である株式会社整理回収機構に委託し、鋭意、回収に努めている。

○商工労働部産業支援課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年6月8日
委員監査 平成22年7月29日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

- ① 山梨県創造技術研究開発費補助金の交付決定一部取消処分に伴う補助金返還金
平成18年度分 1件 3,050,000円
- ② 小規模企業等設備導入資金貸付金償還金
過年度分 13件 41,611,440円

指導事項に対して講じた措置

1) 平成18年度に5,600,000円の返還命令を行ったが、返還事業者の経営状況から一時的に全額を返還することができない状況である。現在少額ずつの返済を続けさせているところである。経営状況が厳しい状況にあるが、事業活動は継続している。今後の方針としては、

- ・ 事業者への随戸訪問による督促
- ・ 電話連絡による事業状況把握

等を継続実施し、可能な額の返還を継続させる。債務承認(返済の継続)で時効が中断している貸付先に対しては、少額ずつでも債権回収が進むよう貸付先への訪問や電話連絡を引き続き行う。